

# 青森県報

第四千二百七十三号

平成二十九年  
三月十三日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

車両制限令第三条第一項第二号イに規定する道路の指定… (道路課) … 一

### 公 告

争議行為の通知の公表… (労政・能力開発発課) … 一

特定漁港漁場整備事業計画の公表… (漁港漁場整備課) … 二

二級建築士試験及び木造建築士試験の施行… (建築住宅課) … 二

建設業者の許可の取消し… (東青地民局) … 三

右 同… (中南地民局) … 三

右 同… (三八地民局) … 四

右 同… (下北地民局) … 四

## 告 示

青森県告示第百九十一号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第二号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令(昭和三十六年建設省令第二十八号)第二条第一項の規定により公示する。

平成二十九年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定する道路の路線名及び区間

路線名	区 間
国道一〇一号	西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字平野一九の一から 西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字平野一三四の一まで

二 指定する年月日

平成二十九年四月一日

## 公 告

争議行為の通知の公表

青森市妙見三丁目一の一〇に所在する青森県医療労働組合連合会の執行委員長山本陽子から労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定に基づき、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定により公表する。

平成二十九年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 争議行為の目的

生活改善できる大幅賃上げ、一時金の獲得等

二 争議行為をなす日時

平成二十九年三月十六日午前零時より妥結に至るまでの期間

三 争議行為をなす場所

青森保健生活協同組合の全職場又は一部、津軽保健生活協同組合の全職場又は一部、八戸医療生活協同組合の全職場又は一部

四 争議行為の概要

右記の場所で全体的あるいは部分的に、あるいは断続的に全ての業務の停止をは

じめ、あらゆる形の争議行為を単独又は、併用して行つ。

特定漁港漁場整備事業計画の公表

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第十七条第一項の規定により、三沢地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めたので、同項の規定により公表する。なお、当該特定漁港漁場整備事業計画は、青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び三八地域農林局地域農林水産部三八地方漁港漁場整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

二級建築士試験及び木造建築士試験の施行

平成二十九年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり施行するので、青森県建築士法施行細則（昭和二十五年十一月青森県規則第百十五号）第二十四条の規定により公告する。

平成二十九年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の日時及び場所

1 二級建築士試験

(一) 学科の試験

(1) 日時

平成二十九年七月二日(日) 午前十時から

(2) 場所

青森市安方二丁目一の四〇 青森県観光物産館 アスパム

(二) 設計製図の試験

(1) 日時

平成二十九年九月十日(日) 午前十一時から

(2) 場所

青森市安方二丁目一の四〇 青森県観光物産館 アスパム

2 木造建築士試験

(一) 学科の試験

(1) 日時

平成二十九年七月二十三日(日) 午前十時から

(2) 場所

青森市安方二丁目一の四〇 青森県観光物産館 アスパム

(二) 設計製図の試験

(1) 日時

平成二十九年十月八日(日) 午前十一時から

(2) 場所

青森市安方二丁目一の四〇 青森県観光物産館 アスパム

二 受験申込手続

1 郵送による受験申込み

郵送による受験申込みについては、次の(一)又は(二)に該当する者に限り行うことができる。

(一) 過去に二級建築士試験及び木造建築士試験の受験をしたことがある者のうち、

二級建築士及び木造建築士試験の受験票又は可否の通知書が添付されている者

(二) 離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の

証明書又は住民票が添付されている者

(1) 受験申込受付期間

平成二十九年四月三日(月) から同月十七日(月) まで

(2) 受験申込方法及び郵送先

次の宛先（締切日の消印のあるものまで有効）に、必ず簡易書留で郵送すること。

東京都千代田区紀尾井町三の六 紀尾井町パークビル 公益財団法人建築技

術教育普及センター本部

2 インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成十六年以降に二級建築士試験及び木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

(一) 受験申込受付期間

平成二十九年四月十日(月) から同月十七日(月) まで

(一) 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<http://www.jaenic.or.jp>) において、必要な事項を入力し申し込むこと。

3 受付場所における受験申込み

過去に二級建築士試験及び木造建築士試験を受験したことがない者(過去に受験した二級建築士試験及び木造建築士試験の受験票又は可否の通知書を貼付できない者を含む。)は、必ず受付場所における受験申込みを行うこと。また、受付場所における受験申込みについては、1又は2による受験申込みができなかった者も行うことができる。

(一) 受験申込受付期間

平成二十九年四月二十日(木)から同月二十四日(月)まで

(二) 受験申込書受付場所

青森市安方一丁目一の四〇 青森県観光物産館 アスパム 5階夏泊

(三) 受験申込書の受付

受験申込書の受付は、(二)の受験申込書受付場所において申込者本人が直接提出した受験申込書について行う。

三 合格発表

1 二級建築士試験

(一) 学科の試験 平成二十九年八月二十二日頃

(二) 設計製図の試験 平成二十九年十二月七日頃

2 木造建築士試験

(一) 学科の試験 平成二十九年九月五日頃

(二) 設計製図の試験 平成二十九年十二月七日頃

四 その他

試験に関する問合せについては、一般社団法人青森県建築士会(電話〇一七七三二二八七八)に電話すること。

なお、試験実施に関する事務は、建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十五条の六第一項の都道府県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 小野寺塗装

二 氏名 小野寺猛

三 主たる営業所の所在地 青森市小柳五丁目七〇の一

四 許可番号 青森県知事許可(般 二五)第一〇〇六六七号

五 取消年月日 平成二十九年二月二十八日

六 取消しに係る建設業の許可 塗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十九年一月四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 山谷土木

二 氏名 山谷秀二

三 主たる営業所の所在地 平川市館田前田六六の一

四 許可番号 青森県知事許可(般 二六)第二〇〇六〇七号

五 取消年月日 平成二十九年二月二十七日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業及び舗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十九年二月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当す

る。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社八戸水道工業所

二 代表者の氏名 小野寺尚子

三 主たる営業所の所在地 八戸市小中野一丁目四の三

四 許可番号 青森県知事許可（般 二八）第四一八号

五 取消年月日 平成二十九年二月二十三日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、管工事業、舗装工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業に係る

一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十九年一月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社大むつ興業

二 代表者の氏名 野口久生

三 主たる営業所の所在地 むつ市大字田名部字赤川ノ内並木一〇九の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第三〇八号

五 取消年月日 平成二十九年二月二十三日

六 取消しに係る建設業の許可

造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十八年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町一丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭